経済産業省

資料１２

中小企業の賃上げ原資の確保に向けた取組について

2025年3月28日

経済産業大臣提出資料

中小企業の賃上げ原資の確保に向けた取組

- 中小企業の賃上げの原資を確保するため、①サプライチェーン全体での**取引適正化の推進**、②中小企業の**生産性向上・成長支援**、③事業承継・Ｍ＆Ａ等を通じた**円滑な新陳代謝の促進**が重要。

取引適正化の推進

・**下請法・下請振興法**の改正【3月11日　法案提出】
・**各業界**における**取引適正化・商慣習是正**に向けたハイレベル要請【1月総理指示】
・**官公需（国・地方）**における価格交渉・転嫁の促進　　等

生産性向上･成長促進

①中小企業の生産性向上支援
（業種横断的な支援）
･生産性向上支援（生産性革命推進事業等）
･新分野進出･構造転換への支援
･省力化投資への支援　　等
（業種別対策の推進）
- 主要対象産業について、**各業所管省庁による省力化投資促進プランの策定**

②中堅･中小企業の成長支援
･中堅企業･中小企業への大規模な成長投資支援
･売上高100億円を目指す成長志向の中小企業への支援
･海外展開支援（新規輸出１万社支援プログラム等）
･成長加速マッチングサービス（セカマチ）

事業承継･Ｍ＆Ａ･再生等を通じた円滑な新陳代謝の促進

・事業承継・Ｍ＆Ａへの支援
- **「中小Ｍ＆Ａ市場改革プラン（仮称）（健全な成長を促進するための3本柱）」**
  ①売手の不安解消や相場観の形成
  ②Ｍ＆Ａ市場における質の高いＭ＆Ａ支援機関の増加
  ③新たな優良な買手の増加
- 親族内承継に係る施策（事業承継税制の特例措置終了後の施策のあり方検討等）

・重層的・規律ある資金繰り支援の推進
・経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の強化

･金融機関等と組んだ地域での省エネ支援体制の構築

③中小企業・小規模事業者の底上げ支援
・地域の支援機関（経産局、中小機構、よろず支援拠点等）**による伴走支援**
・小規模企業振興基本計画に基づく、**小規模事業者支援の推進**
（広域的な支援体制構築をはじめとした商工会・商工会議所の支援体制強化等）

④中小企業・小規模事業者の人材戦略の策定・実行支援

各業界における取引適正化・商慣習是正に向けたハイレベル要請

- 本年1月開催の「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める**中小企業を応援する車座**」において、参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- **石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示**。
- 中小企業が価格転嫁できるよう、**価格転嫁を阻害する商慣習の一掃**に向けて、「下請法の遵守状況の自主点検、価格転嫁等を阻害する商慣習の見直し等」を、関係業界団体に対し、**各事業所管省庁からハイレベルで要請**。

実施状況、見通し

○経済産業省の所管業界に対する実施状況

要請内容：
①下請法遵守状況の自主点検、②下請法改正案の周知、
③価格転嫁等を阻害する商慣習の見直し、
④取引先の更に先を考慮した価格決定、
⑤自主行動計画の遵守、⑥労務費指針の遵守

・裾野が広いサプライチェーンを持つ等、**中小企業の取引適正化に影響が大きい業界（自動車、電機・電子、産業機械等　７団体）に対し、政務から直接、業界団体・企業トップへ要請**

・その他、経済産業省の所管する**約９６０団体**に対し、大臣名で要請文書を発出。

➡ 以上を**４月末までに実施予定。**

○建設業、トラック業、食品製造業等の事業所管省庁とも連携し、幅広い業界に要請

➡ 各業界の取組状況を各省庁を通じて**フォローアップ予定（6月）**

石破総理と車座参加企業の意見交換（1月16日）

竹内大臣政務官による業界への要請（3月25日）

官公需（国・地方）における価格交渉・転嫁

- 国等の官公需で、**中小企業の受注機会の増大に努力**するよう定めた**官公需法**に基づき、中小企業の**受注機会の増大に繋がる措置等**を盛り込んだ**「基本方針」を、毎年度**、**閣議決定**。 **地方自治体についても、国に準じた施策を講じるよう努める**（官公需法に規定）。
- 例年、新年度が始まる前（3月頃）に「官公需に関する副大臣会議」を開催し、**「基本方針」の内容（案）を、事前に各省にハイレベルで徹底**。（2025年は3月17日に開催）
- 加えて2024年度は、**総理から各省庁への「国・自治体の委託・請負契約でも、コストが上がった場合に適切に価格交渉・転嫁に応じる」旨の指示**を踏まえ、**「官公需における価格交渉・転嫁」、「適正な入札手続き」**についても検討。

⇒ これらを踏まえ、**2025年度「基本方針」**では、**価格交渉・価格転嫁に関する更なる措置**を盛り込む予定。 **できるだけ早期の閣議決定**を目指す。 加えて、今年は案の段階から（3月19日）、地方自治体へ周知済み。 早期の対応を促す。

（価格交渉・転嫁に関する措置の例）
・契約期間が１年を超える、役務等の契約において、受注者から申出がなくとも国等から**年に1回以上「契約金額の見直しが必要か」確認**
・資材価格高騰等の**協議申出に対する、誠実な対応の義務化**（例：「予算不足」等で協議申出を断ってはならない）

⇒ 官公需における**「受注者・中小企業からの声の実態把握」**についても、各省と連携して対応する。

地方自治体の官公需に関する、事業者からの相談対応（総務省・中小企業庁）

- 「各自治体の**官公需に関する相談窓口リスト」を、総務省において取りまとめ。**その後、下請かけこみ寺に提供。
- 下請かけこみ寺では、中小企業からの対 民間企業取引の相談に加えて、**「官公需関係の相談も受け付ける/総務省とも共有する」旨を、公表・周知**する。
- 官公需関係の相談を持ち掛けた**中小企業に対して、適切な相談窓口**を紹介。 相談情報は総務省にも共有。

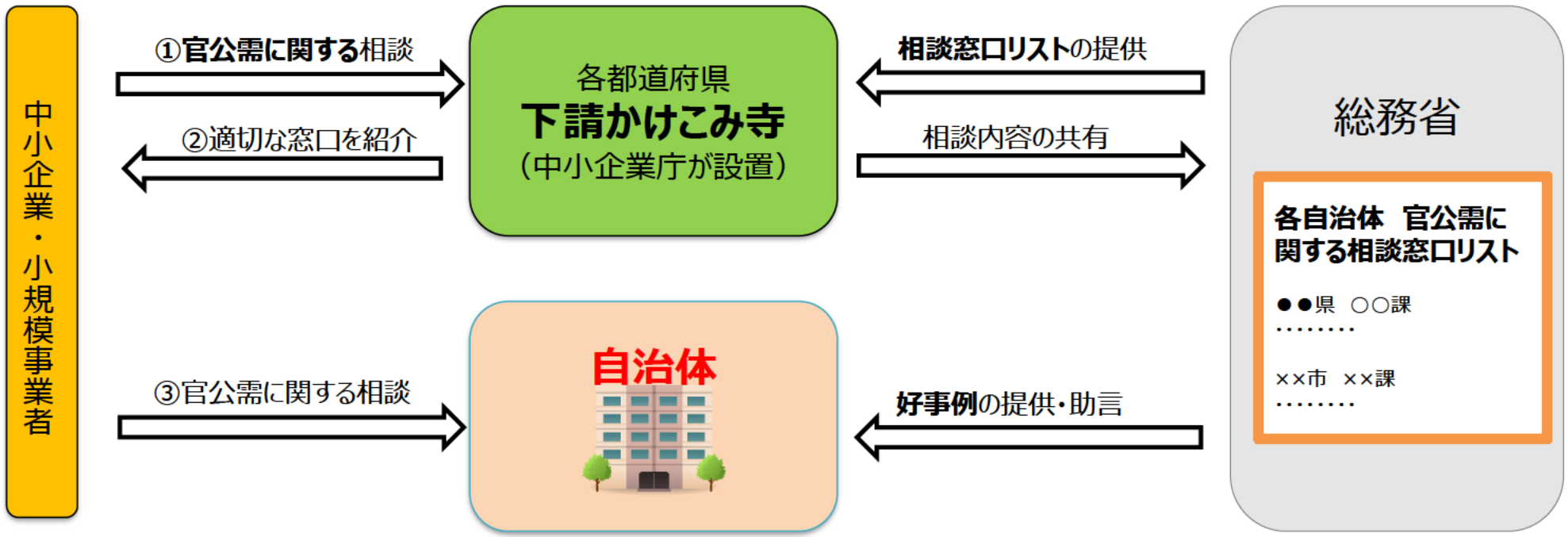

成長加速マッチングサービス（通称“セカマチ”）の概要

- 中小企業庁では、**中小企業に関するデータの連携基盤（ミラサポコネクト）**を構築し、**約30万者の補助金等の申請データ**を蓄積。**これらのデータを活用した初のサービス**として、中小企業と支援機関（金融機関、投資機関、各士業、商工会・商工会議所等）をつなぐ**「成長加速マッチングサービス」**を**3月24日にリリース**予定。**成長志向の企業の後押し**や**民間支援サービスの活性化**を目指す。

  《中小企業：**3,844社事前登録済**、金融機関・投資機関：**145社から事前参加表明**　※3月18日時点 》
- ミラサポコネクトに蓄積された補助金等の情報に加え、システム上で中小企業自身が**新たに登録した資金調達等の課題等の情報**を踏まえ、各支援機関から中小企業に対してアプローチを行う仕組み。

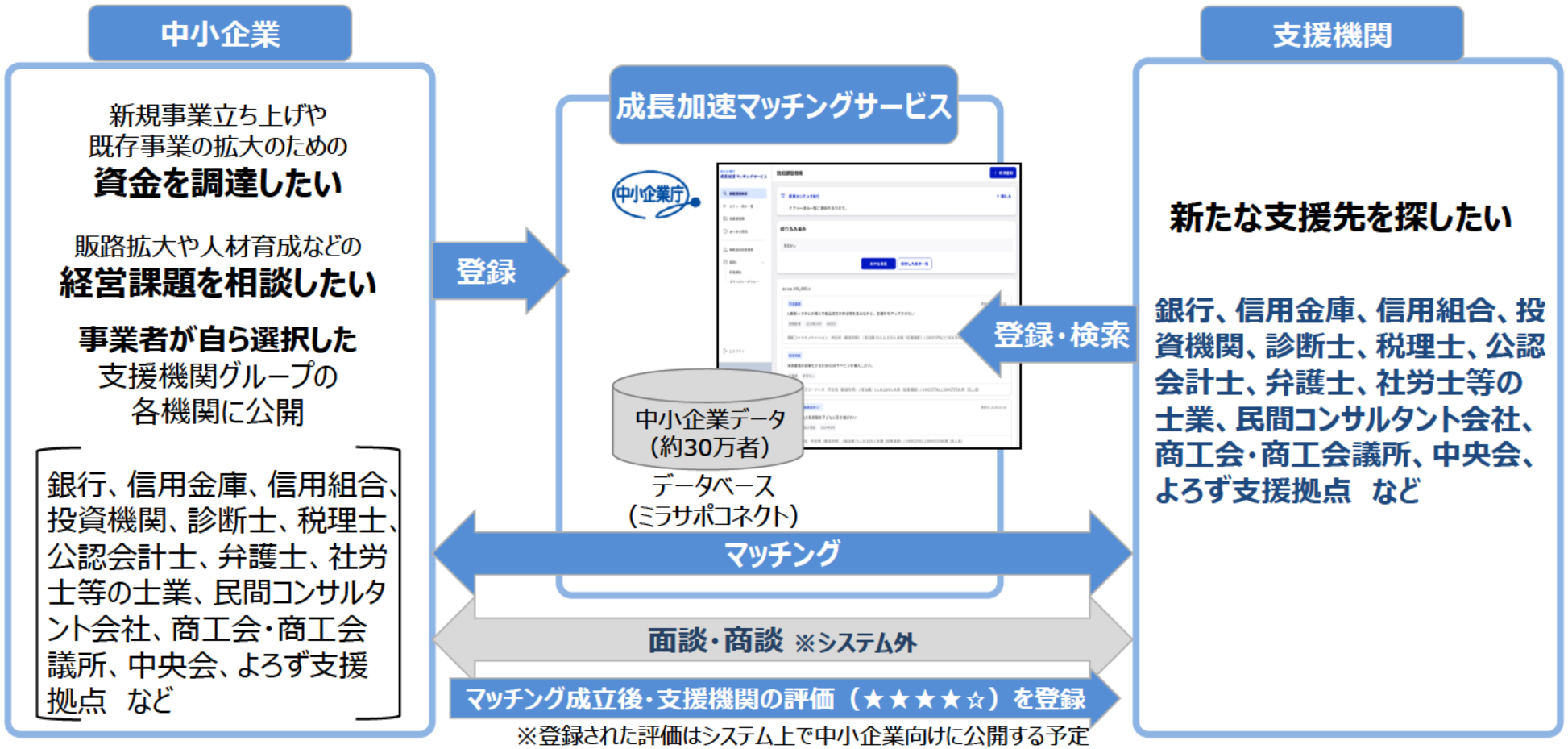

地域における省エネ支援体制の構築（省エネ・地域パートナーシップ）

- **省エネ（エネルギーコストの削減）**は、中小企業の生産性向上に不可欠。GX・脱炭素のための「第一歩」でもある。
- 中小企業等の省エネ取組を地域で支援するため、**地域の金融機関、省エネ支援機関等が連携する枠組**として、昨年７月、「省エネ・地域パートナーシップ」を立ち上げ。**省エネ診断、省エネ補助金といった支援策の活用**を念頭に、**自治体等とも協力**して、**各地域で支援体制を構築**することが狙い。（現在は、**200金融機関、59省エネ支援機関**が参加。）
- 各参加機関は、他機関のベスト・プラクティス（※）等を参考にしつつ、４月末までに、地域の中小企業等の省エネを支援するための**取組方針・計画を作成予定**。**省エネ専門人材の拡充**も推進。

（※）金融機関では、省エネ・脱炭素専任担当者の配置による体制強化など。

＜体制イメージ＞

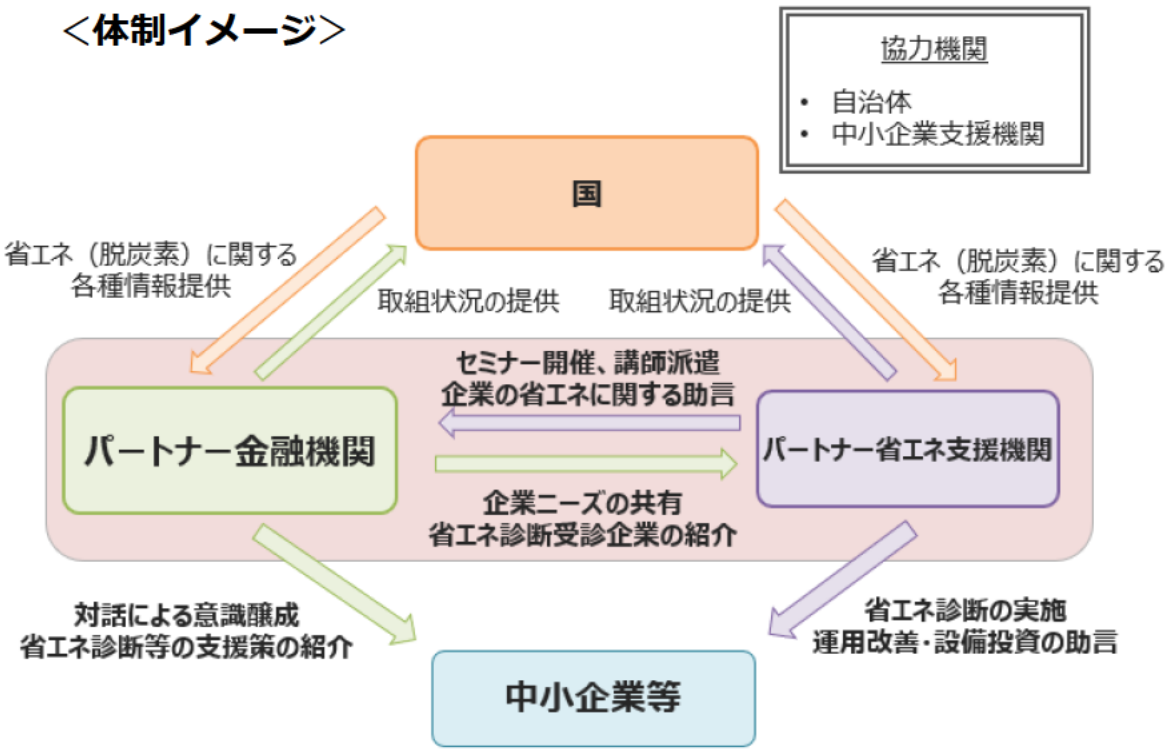

＜省エネ診断＞

- 中小企業の間では「省エネのため具体的に何をすればよいか分からない」との声が多く、**専門家が工場等を訪問して助言**する「省エネ診断」を拡充。（R6補正・R7案で40億円）
- 専門家は、**設備の運用改善、設備投資について、取組を提案。**

卸売業・小売業A社の事例

提案の内容	省エネ効果
• 空調屋内機フィルターの清掃 • 冷凍設備の温度設定適正化 • デマンド監視で最大電力削減 • ショーケースのカーテン設置	**コストを97.5万円/年** **エネルギー使用量を38.5%削減** ※省エネ診断の提案をすべて実施した場合

「中小M＆A市場改革プラン（仮称）」（健全な成長を促進するための3本柱）

- **経営者の経営力向上**は、中小企業にとって喫緊の課題である**生産性向上**や**人手不足解消、賃上げの実現の上で重要。経営者の若返りを進める事業承継**や**経営基盤の強化につながるM＆A**は、そのための有力な手段。
- 今後、さらにM＆Aを促進していくためには、**M＆A市場の規律を高め、売手を増やし、新たな買手を増やすことが必要。**
  この点、**売手**、**市場**、**買手**の**３つの側面において課題が存在。**
  ①**【売手】**雇用維持や経営者保証の解除等の**M＆Aへの不安が存在。**
  ②**【市場】**M＆A市場の活性化とともに**不適切な取引も増加。**
  ③**【買手】**起業家精神や経営能力が高い**優良な買手への支援が不足。**
- これらの課題に対応した「**中小M＆A市場改革プラン（仮称）（健全な成長を促進するための3本柱）**」を実行。

①売手
不安解消や相場観の形成

(1) M&A後の経営者保証解除等の契約違反の場合、売手の意思で**買戻し又は解除する条項の検討・普及**

(2) 金融機関における**M&A時の経営者保証の解除に係る対応**について**監督指針に沿った対応を徹底**
※金融庁と連携して徹底を図る。

(3) 支援機関（商工団体・金融機関等）による**売手の掘起しの支援、公的機関によるシンポジウム（M＆Aキャラバン）**

(4) 売手の**実質的な財務状況把握のための支援**の集中実施

(5) 中小M＆A市場における取引データの集約・公開による**譲渡価格の相場観醸成**　等

②市場
質の高いM＆A支援機関の増加

(6) M＆Aアドバイザー**個人の知識・スキルに係る資格制度の創設**を検討

(7) 金融機関や士業等からの人材受け入れ等による**事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化**

③買手
新たな優良な買手の増加

(8) **個人（従業員・サーチャー）による承継**を支援する**サーチファンド型ファンド等への支援強化**

(9) 小規模案件に出資する**事業承継ファンドへの支援強化**